

初診時選定療養費及び 再診時選定療養費の金額変更について

厚生労働省による医療機関の機能分化の推進に伴い、

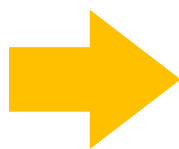
令和4年10月1日より初診時選定療養費、及び再診時選定療養費の金額変更を行います。

初診時選定療養費

対象の方：他院からの紹介状をお持ちでない初診の方

[旧]

5,500円(税込)



[新]

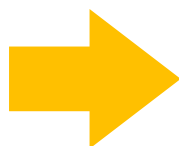
7,700円(税込)

再診時選定療養費

対象の方：他院へ紹介したが、自身の判断により当院を再度受診した方

[旧]

2,750円(税込)



[新]

3,300円(税込)

◆ご負担の対象とならない方(例)

- ・救急車などで来院され緊急な診療(急患診療等)を必要とされる方
- ・特定疾患または障害などにより各種公費負担制度を受給されている方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となられている方 等

日常的な診察は、身近なかかりつけ医へ受診しましょう

厚生労働省が推進する医療機関の機能分化は、日常の診察は地域の診療所やクリニック等の「かかりつけ医」にかかり、専門的な検査や処置・手術等を要する場合には「かかりつけ医」に診療情報提供書(紹介状)を書いてもらい、専門・急性期病院を受診するという制度です。患者さんが大きな病院に集中しないように、また、より重症の患者さんの診療に専念できるようにこの制度の推進が求められています。